

# 令和3年度第4回東京都医療的ケア児支援地域協議会

- (1) 医療的ケア児の学齢期における課題について
- (2) 医療的ケア児支援センターについて
- (3) 令和4年度医療的ケア児支援センター事業について
- (4) その他

- 第3回医療的ケア児支援地域協議会の資料について、委員の皆様から御意見をいただきました。「①学齢期の課題について」への御意見については主なものは以下のとおりです。

### ①学齢期の課題について

#### 【個々に応じた学校環境の必要性、親子分離の必要性】

- ・児童が社会性を獲得し、社会貢献ができる成人になるためには、医療的ケア児が個々の状況や知能に応じた場所で学べる学校環境が必要
- ・学齢期に親子分離をしっかりと行わないと、親の離職問題等に加えて、将来的に親子関係の破綻、家族の崩壊につながりかねない。
- ・特別支援学校での通学籍か訪問籍かの選択は、児童本人の個別の状況に応じて判断されるべきところ、親の付き添いが可能かどうかなど、家庭の状況で決定されている。
- ・児童発達や保育園では親子分離ができており、親の就労継続が可能であるが、学校への付き添いが長期に及ぶことにより就労継続が難しい。

#### 【連携】

- ・教育関係者と医療者の連携のシステムが区市町村単位で必要
- ・基礎自治体の普通小中学校への入学に際し、経験が少ない学校も多く、都や関係団体が連携する仕組みが必要
- ・学校と放課後等デイサービスの連携を密なものにしたいので、放課後等デイサービスとの定期的な連絡会等検討してもらいたい。

● 医ケア児支援法に謳われている①相談支援、②情報の提供、③研修、④連絡調整 がセンターの役割

● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医ケア児支援法） ●

第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 1 医療的ケア児（18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る①相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第2条第2項において同じ。）
- 2 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての②情報の提供及び③研修を行うこと。
- 3 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との④連絡調整を行うこと。
- 4 前3号に掲げる業務に附帯する業務

● 令和3年8月31日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発出事務連絡 ●

～支援法において、法では、都道府県及び支援センターに期待されること～

○ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること

○ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること

○ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと

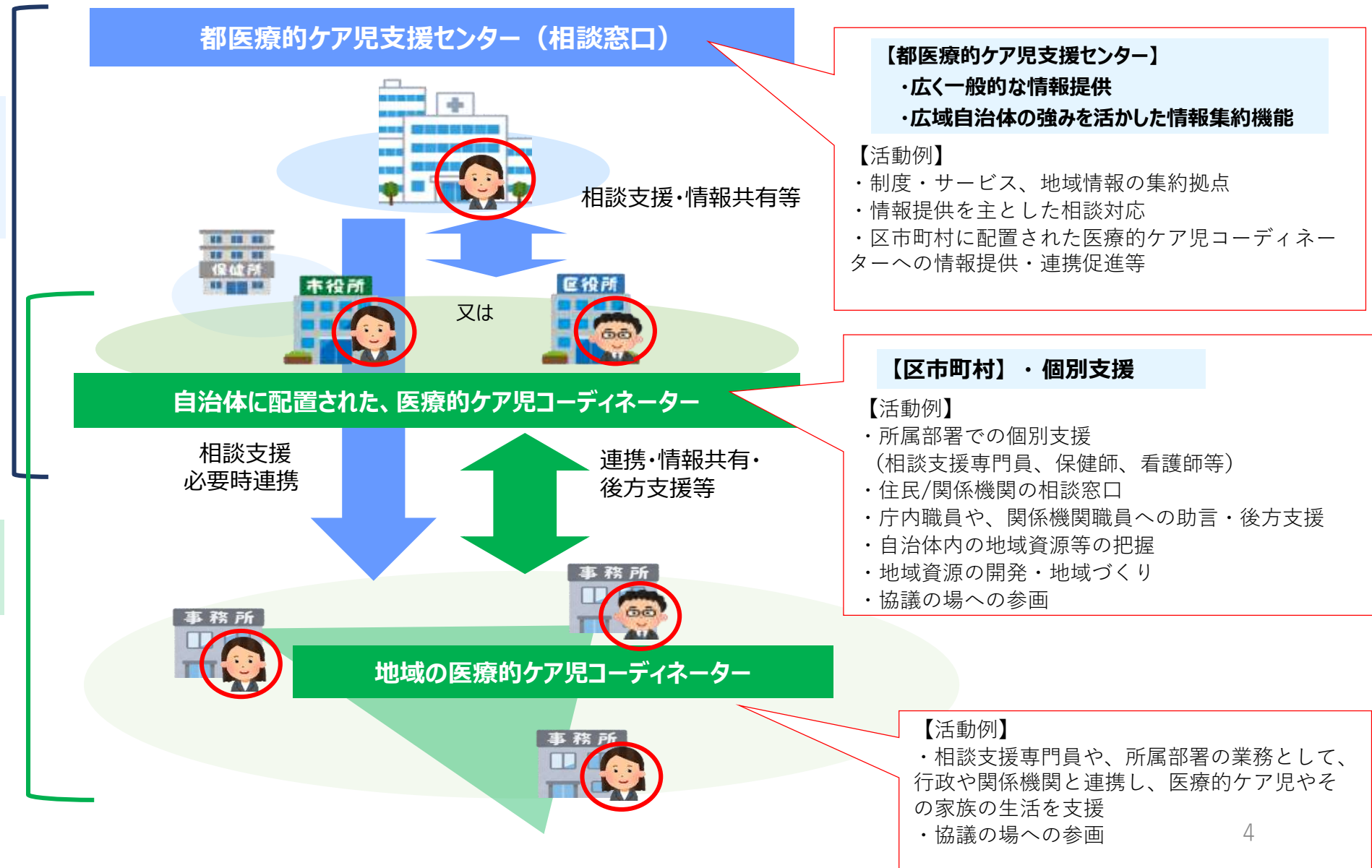
# 医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ（第3回医療的ケア児支援地域協議会資料から抜粋）

●都では、前項①～④の役割を果たすためには、センターと地域の医療的ケア児コーディネーターの更なる連携が必要と考え、下図のイメージ図を第3回協議会に提出しました。

○：医療的ケア児コーディネーター

都・各区市町村に配置された  
医療的ケア児コーディネーターのネット  
ワーク

各自治体内での医療的ケア児  
コーディネーターのネットワーク



●第3回協議会では、区市町村、保護者へのヒアリングを実施しました。相談支援、情報提供、人材育成等について様々な御意見をいただきました。

## 区市町村の課題

- ・組織を超えた個人情報の共有方法
- ・管内にいる医ケア児の把握・情報の管理、更新
- ・行政配置の医ケア児CDと民間の医ケア児CDとの連携方法の確立
- ・行政配置の医ケア児CDの役割明確化
- ・医療機関とのスムーズな連携が難しい（経験が少なく慣れない）

## 相談支援事業所の課題

- ・在宅移行支援や保育所入所等は、障害福祉サービス利用以外の調整となりサービス報酬につながらない。
- ・医療的ケア児の支援は、「基本相談」部分に費やす支援時間が多いと言われており、相談支援専門員1名が担当できる数が限られている。

## 医療的ケア児の保護者が感じる課題

- ・悩みや不安を総合的に整理し、必要な支援を見極める相談先がない。
- ・児童のうちは学校、療育機関先等、相談先が多いが成人になると情報取得は親同士の口コミになっている。
- ・関係機関が多く、入退院時の調整が大きな負担



## 都（支援センター）に期待すること

### 【相談支援】

- ・困難ケースのスーパーバイズ（虐待リスク、外国籍等）
- ・医療的ケア児支援者の支援（支援者の相談先）
- ・18歳以降の相談
- ・近隣県の情報提供

### 【情報提供】

- ・広域的な社会資源の情報提供
- ・医ケア児受入可能な事業所の情報提供

### 【人材育成】

- ・医ケア児CDの更なる養成と資質の向上
- ・保護者の相談に総合的に対応できる人材の育成
- ・関係機関との連絡調整をコーディネーターできる人材の育成

### 【その他都に求めること】

- ・短期入所等の社会資源の充実
- ・区市町村の相談支援力の底上げ



※医ケア児CD＝医療的ケア児コーディネーター

●以上のことを踏まえ、委員の皆様方に、②医療的ケア児支援センターの委託先について、③医療的ケア児支援センターの役割について（センターと地域の医ケア児CDとの連携が重要なことから主に医ケア児CDについて）御意見をいただきました。主な御意見は以下のとおりです。

### ②大塚病院、小児総合医療センターの委託について

- ・区部1か所、多摩1か所の設置は適切
- ・独立行政法人になるとはいえ、公的な周産期母子医療センターへの設置は今後の施策展開上適切

#### 【地域との連携】

- ・病院は地域の社会資源とは距離があり、センター機能を十分に発揮していくためには、地域の在宅診療所や訪問看護ステーションと連携することが必要で、例えば、センターから協力要請を受け、そうした協力機関が動く等の工夫が必要
- ・都のセンターに求められるのは、困難ケースや地域の医ケア児CDでは対応がうまくいかないケースへの支援が想定される。そのため、日頃から医療的ケア児の支援を多く行っている相談支援事業所を地域の核としていくつか置き、連携していく体制が取れると良い。

### ③医ケア児支援センターの役割を果たすために必要なこと（例えば、医ケア児CDの役割強化等）

#### 【人材育成】

- ・せっかく養成した医ケア児CDが機能していないことを分析し、対応策を検討するべき。
- ・各自治体や圏域での医ケア児CDのネットワークや後方支援が大切で特に行政の医ケア児CDが中心となるべき。そうした体制でも対応が難しいケースは、医ケア児支援センターにスーパーバイズを求めたい。
- ・報酬が出ない部分（基本相談、保育園、学校等の行政機関との調整等）については、行政に配置される医ケア児CDがしっかりと対応できるよう、都は医ケア児CDの連絡会や好事例の紹介等をやるべき。
- ・関係者を集めた会議等に際し、医ケア児CDの関与が必須ではなく役割が不明瞭。医ケア児支援センターには医ケア児CDのバックアップや連携についての支援をしてもらいたい。

#### 【情報提供】

- ・医ケア児支援センターは、各地域ごとの連絡先がマニュアル化され、ここに相談すると全部がそろって機能を持ってもらいたい。

# 医療的ケア児支援センター事業

- 都は令和4年度から「①相談支援、②情報の提供、③研修、④連絡調整」の機能を大塚病院、小児総合医療センターと役割分担しながら、医療的ケア児支援センター事業として実施

新

## 医療的ケア児支援センター事業【福保】

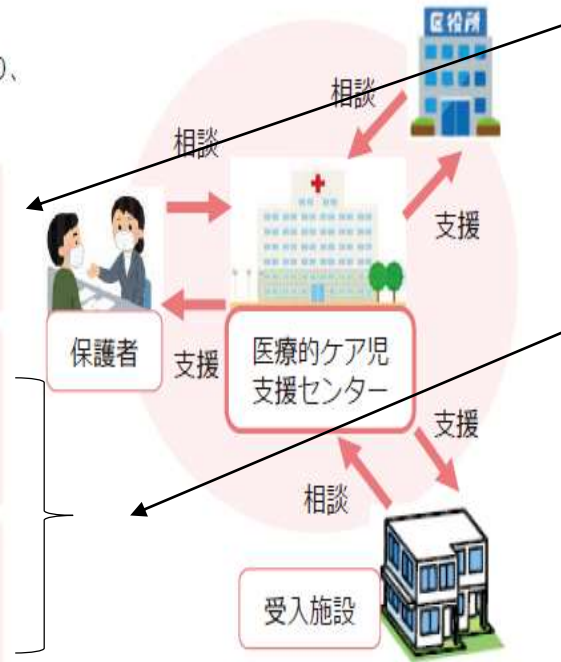
④0.4億円（新規）

医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成

### 事業内容

- ・ 医療的ケア児支援センターを区部1か所（大塚病院）、多摩1か所（小児総合医療センター）に設置予定
- ・ 3つの機能（相談拠点・人材育成・情報提供）により、医療的ケア児及びその家族を支援

医療的ケア児支援センター	相談拠点	・ 保護者等への各種相談窓口や制度の案内等
	人材育成	・ 障害福祉サービス事業所職員向けに、医療的ケア児受入のための実践的な研修を実施
	情報提供	・ ポータルサイトを開設し、医療的ケア児の家族が必要な情報を得られる環境を整備



大塚病院  
小児総合医療センター

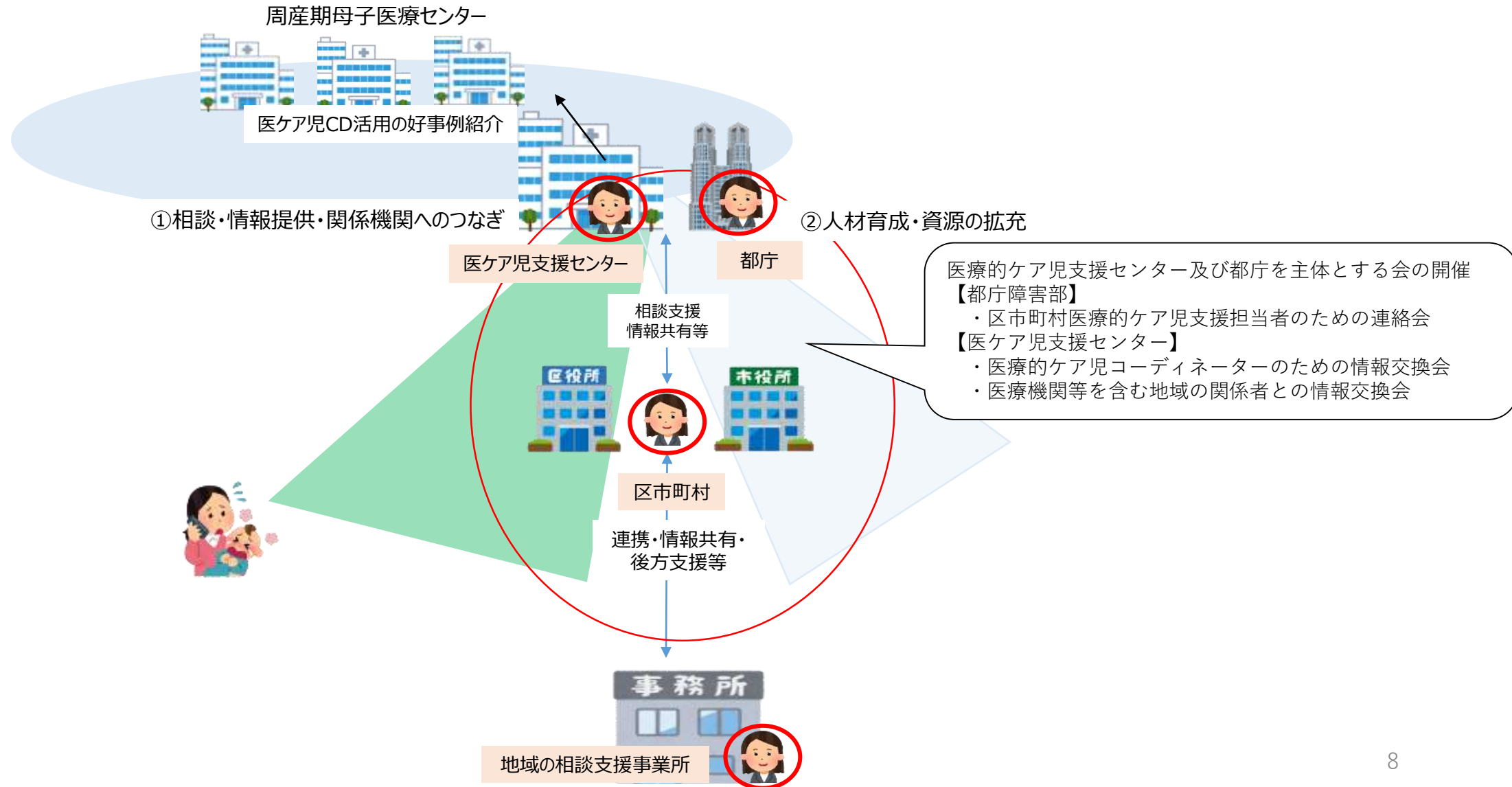


都庁

相談拠点である医ケア児センターと都庁が連携しながら、「医療的ケア児支援センター」の役割を果たしていく。

# 医療的ケア児支援センター事業

● 都は令和4年度から「①相談支援、②情報の提供、③研修、④連絡調整」の機能を大塚病院、小児総合医療センターと役割分担しながら、医療的ケア児支援センター事業として実施





●新たに、医療的ケアを必要とする利用者の受入れを検討している障害児通所事業所等の管理者や看護職員、事務所スタッフ向けに、令和3年6月に厚生労働省から示された「障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き並びに研修プログラム」サービス提供にあたっての方法・留意事項を学ぶ研修を実施

●障害者施策推進部における医ケア児関連研修

## 医療的ケア児コーディネーター研修

【相談支援専門員・保健師等向け】

## 医療的ケア児受入促進研修

【障害サービス事業所向け】  
児童発達支援、放課後等デイサービス職員等向け研修

## 医療的ケア児支援者育成研修

医療的ケア児の支援に関わる関係機関職員に対して、支援に関する基本的な理解を目的とした研修

【「障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き」で示されているプログラムは以下のとおりです。このプログラムをベースに研修を組立予定】

1. 障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における医療的ケアとは
  - (1) 医療的ケア児（者）とは
  - (2) 発達支援と医療的ケア
  - (3) 医療的ケアの具体的な内容
2. 関係者の役割
  - (1) 管理体制の在り方
  - (2) 医療的ケア児者の受入れに際しての関係者
3. 医療的ケア実施に向けた体制整備・環境整備
  - (1) 医療的ケア実施にあたっての情報収集
  - (2) 医療的ケア実施者の体制整備
  - (3) 施設設備の準備
  - (4) 利用者に関する情報収集・医療的ケア実施のための書式等の整備
  - (5) 感染症対策の検討
  - (6) 関係者間の情報共有の場の整備
4. 医療的ケア児者受入れの流れ
  - (1) 利用希望者等からの情報収集
  - (2) 主治医からの情報収集
  - (3) 関係者からの情報収集
  - (4) 個別支援計画の策定
  - (5) 個別の医療的ケアマニュアルの作成
  - (6) 緊急時対応の検討（契約にあたっての必要事項の確認）
  - (7) その他医療的ケア実施にあたっての留意点
5. 日々の利用における医療的ケアの提供
  - (1) 日常的な医療的ケアの提供
  - (2) 医療的ケアに関する定期的評価・見直し

【福祉保健局少子社会対策部】

医療的ケア児保育支援事業【福保】

④3.3億円（③0.7億円）

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

事業内容

【対象児童】

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると区市町村が認めた児童

【対象施設】

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認証保育所、家庭的保育事業所（都制度）、定期利用保育事業所（専用施設、一時施設）、一時預かり事業所（緊急一時預かり）

【補助項目】

看護師等の配置経費、研修の受講に係る経費、ガイドラインの策定経費、検討会の設置経費 等

〈令和4年度拡充事項〉

- ・医療的ケア児が居住地に関わらず保育サービスを受けられるよう、バス等を活用して送迎を実施する場合に必要な費用を補助
- ・自治体の取組促進に向け、区市町村の負担割合を軽減

【教育庁】

▶ 特別支援教育の推進【教育】

④120億円（③111億円）

子供たちの個性や可能性を伸ばす教育を推進するとともに、都立学校における医療的ケアの充実や特別支援学校におけるスクールバスの配備等、教育環境を整備

保護者の負担軽減に向けた主な取組

◆ 特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化

- ・ 5年度の都立特別支援学校入学予定者の幼児のうち、希望者を対象として、規模を拡充して実施

[規模] ③6校（肢体不自由特別支援学校のみ）

→④22校（該当の都立特別支援学校全校）

◆ 医療的ケア児専用通学車両の運行体制の強化

- ・ 肢体不自由特別支援学校の専用通学車両を拡充

**新** 肢体不自由特別支援学校以外においても、専用通学車両運行の取組を開始

◆ 看護師の安定的な確保（医療的ケア児専用車両）

専用通学車両に同乗する看護師が不在の場合、保護者の同乗が必要

→保護者の負担軽減に向け、非常勤看護師の報酬時間額の引き上げなど看護師確保の取組を拡充



医療的ケア児専用通学車両

～令和4年度協議会に向けて～  
令和3年度の議論を踏まえた課題の整理

① 医ケア児CDの機能強化

- ▶ 退院時カンファレンスからの関わり
- ▶ 総合的な支援力の底上げ

② 医療的ケア児が個々の状況に応じた環境で過ごすための人材確保と育成

- ▶ 医療的ケア児の数の増加に加え、これまで家族が担ってきたケアを社会的に補填する必要

③ 社会資源の拡充

- ▶ 医療的ケア児受入可能な短期入所や放課後等デイサービス等の不足

④ 緊急時・困難時の支援体制

- ▶ 区市町村や相談支援事業所への支援

出生

在宅移行期

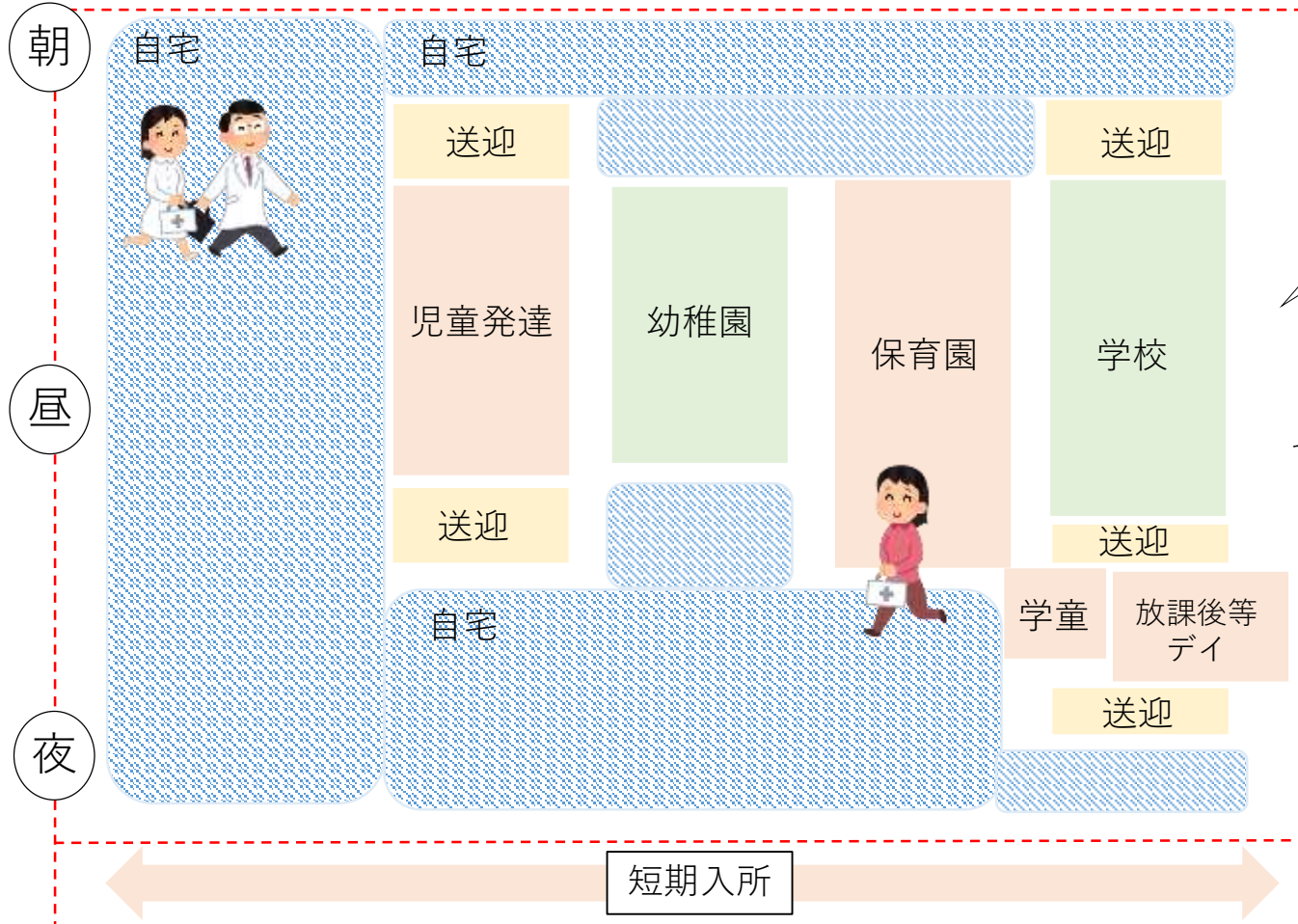
未就学期

学齢期



医ケア児CD

医ケア児CDが退院時から関わりを持つことが大切



医療的ケア児が地域で生活するためには、全ての時間、全ての場所で適切な医療的ケアの体制が必要

資源の拡充

自宅での時間

福祉サービス

教育機関

## 【研修実績（受講者数）】

医療的ケア児支援者育成研修 （令和4年2月1日から28日まで）（web配信）	2,748人
医療的ケア児コーディネーター養成研修 （令和3年8月：講義 令和3年9月から10月まで：演習）（web配信）	103人